○福岡県警察災害警備基本計画の制定について（通達）

平成２６年１月３１日

福岡県警察本部内訓第２号

本部長

改正　平成２６年１２月１９日本部内訓第４６号

平成２７年３月１２日本部内訓第１１号

平成２８年２月１９日本部内訓第４号

平成２８年４月２６日本部内訓第２４号

平成２９年９月２９日本部内訓第３０号

この度、福岡県警察災害警備基本計画の制定について（平成１１年福岡県警察本部内訓第５号）の全部を次のように改正し、２月３日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、福岡県警察大震災警備措置要領の制定について（平成９年福岡県警察本部内訓第１号）は、廃止する。

記

目次

第１　総則

第２　警備体制

第３　職員の非常招集等

第４　福岡県警察災害警備本部等の設置等

第５　部隊編成

第６　指揮系統

第７　津波警報等の伝達等

第８　平素の措置

第９　報告

第１０　庶務

第１１　関係書類の保存

第１　総則

１　目的

この内訓は、福岡県内（以下「県内」という。）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害警備の基本的事項を定め、もって適切かつ効果的な警察活動を

行うことを目的とする。

２　準拠

災害警備に係る措置については、次に掲げる法令等その他災害対策関係の法令又は規程等によるほか、この内訓の定めるところによる。

（１）　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）

（２）　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）

（３）　災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）

（４）　災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）

（５）　防災基本計画（昭和３８年６月中央防災会議決定）

（６）　国家公安委員会・警察庁防災業務計画（昭和３８年６月国家公安委員会・警察庁決定）

（７）　警備実施要則（昭和３８年国家公安委員会規則第３号）

（８）　福岡県防災会議条例（昭和３７年福岡県条例第６０号）

（９）　福岡県地域防災計画（昭和３８年１１月福岡県防災会議決定）

（１０）　福岡県警察緊急事態対策本部等設置規程（平成２６年福岡県警察本部訓令第３２号。３において「緊急事態訓令」という。）

３　定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

（１）　自然災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（２）　大規模事故災害　緊急事態訓令別表大規模な事故災害の部に規定する事故により生ずる被害をいう。

（３）　災害　自然災害及び大規模事故災害をいう。

（４）　防災関係機関　災害対策基本法に定める中央防災会議及び地方防災会議を組織する機関をいう。

（５）　主管課　緊急事態訓令第３条の規定により定められた主管課のうち、同訓令別表大規模な自然災害の部及び大規模な事故災害の部に掲げる対策主管課（以下「対策主管課」という。）及び捜査主管課をいう。

（６）　対策主管部長　対策主管課の属する部の長をいう。

（７）　避難行動要支援者　高齢者、障がいのある人、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが

ある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（８）　所属　警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。

（９）　所属長　所属の長をいう。

（１０）　職員　福岡県警察の職員をいう。

４　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに第２に規定する警備体制を確立し、福岡県、県内の市町村その他の防災関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を活動の重点にして、被災地における治安の万全を期することを基本方針とする。

（１）　被害情報の収集及び伝達

（２）　被災者の救出・救助

（３）　被災地住民の避難誘導

（４）　警戒区域の設定

（５）　緊急交通路の確保

（６）　行方不明者の捜索

（７）　死体の検視及び身元確認

（８）　犯罪の予防・検挙

（９）　被災地及び避難場所の警戒

（１０）　被災地における必要な広報

（１１）　大規模事故災害の捜査

５　災害警備に従事する職員の心構え

災害警備に従事する職員は、災害警備が警察に課せられた重大な責務であることを自覚し、災害が発生した場合においては、厳正な規律の下に与えられた任務を積極的に遂行するとともに、事態を冷静に把握し、適切な措置を講じなければならない。

６　警察本部長の事務の代決

この内訓に規定する警察本部長が行う事務については、警察本部長が不在の場合は福岡県警察事務決裁規程（平成３年福岡県警察本部訓令第６号）第１７条の規定により警務部長が、警察本部長及び警務部長が不在の場合は対策主管部長、総務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、暴力団対策部長、交通部長、警備部長、福岡市警察部長及び北九州市警察部長の順位により代決することができる。

（平２６本部内訓４６・平２９本部内訓３０・本項一部改正）

第２　警備体制

警察本部長は、災害の規模、状況等に応じて必要があると認める場合は、県内の全部又は一部の所属を特定して次に掲げる警戒体制、非常体制又は緊急体制（以下「警備体制」という。）を命ずるものとする。ただし、警察署長は、警察本部長が命じた警備体制より上位の警備体制をとることができる。

１　警戒体制

県内において暴風、大雨、洪水等の警報がなされた場合その他災害の発生が予想される場合に組織する体制をいう。

２　非常体制

県内において相当な規模の災害が発生し、又は発生しようとする場合に組織する体制をいう。

３　緊急体制

県内において甚大な規模の災害が発生し、又は発生しようとする場合であって、最大限の人員が必要となるときに組織する体制をいう。

第３　職員の非常招集等

１　職員の参集又は待機の基準

災害が発生し、又は発生しようとする場合における職員（福岡県警察非常招集規程（平成２７年福岡県警察本部訓令第１１号）第８条の規定により応招を免除された者を除く。）の非常招集への応招若しくは緊急参集（以下これらを「参集」という。）又は待機（直ちに参集ができるよう連絡態勢を保持することをいう。以下同じ。）の基準は、別表第１のとおりとする。

２　参集をする場合の留意事項

（１）　職員は、参集をする場合において当該職員の属する所属に参集をすることが著しく困難であるときは、その旨を当該職員の属する所属長に報告の上、指揮を受けるものとする。ただし、当該所属長に指揮を受けることができない場合は、最寄りの警察署その他の所属に参集をし、当該参集先の所属長から指揮を受けるものとする。

（２）　職員は、参集に当たっては、バイク、自転車等を使用するように努めるとともに、災害警備に従事できるよう、ヘルメット、雨具、作業用手袋、懐中電灯その他の照明器具、非常食料、飲料水、着替え等を携行するように努めなければならない。

（３）　職員は、参集に当たり公共機関が使用できない場合を想定し、平素から参集のため

の経路の把握に努めなければならない。

（４）　職員は、自己及び家族の安否について当該職員の属する所属に連絡するほか、電話が使用できない場合における連絡手段の確保に努めなければならない。

（平２７本部内訓１１・本項一部改正）

第４　福岡県警察災害警備本部等の設置等

１　県警備本部の設置等

（１）　警察本部長は、非常体制又は緊急体制を命じた場合は、警察本部の庁舎内に警察本部長を長とする福岡県警察災害警備本部（以下「県警備本部」という。）を設置するものとする。この場合において、警察本部長は、災害により警察本部の庁舎内に県警備本部を設置できないときは北九州市警察部の庁舎内に、災害により警察本部及び北九州市警察部の庁舎内に県警備本部を設置できないときは被害実態等を勘案して適当と認められる場所に設置するものとする。

（２）　県警備本部の編成及び任務については、別に定める。

（３）　警察本部長は、（１）の規定により県警備本部を設置する場合は、県警備本部の運営を総括する要員に指定されている職員を招集するものとする。

（４）　警察本部長その他県警備本部の運営に必要な幹部の職員が災害により県警備本部への参集が困難な場合において最寄りの警察署その他の所属に参集をしたときは、当該警察署その他の所属及び県警備本部の職員は、当該幹部の職員の輸送先、輸送方法その他必要な事項について調整を図るものとする。

２　県警備連絡室の設置等

（１）　警察本部長は、警戒体制を命じた場合は、警察本部の庁舎内に対策主管部長を長とする福岡県警察災害警備連絡室（以下「県警備連絡室」という。）を設置するものとする。

（２）　県警備連絡室の長は、警報の種別、予想される災害の規模等を勘案し、対策主管課の長にその事務を代行させることができる。

（３）　県警備連絡室の編成及び任務については、別に定める。

３　要員の指定

県警備本部及び県警備連絡室の要員については、別に定める。

４　署警備本部及び警察署警備連絡室の設置

警察署長は、警備体制が発令された場合又は自ら警備体制をとった場合は、１又は２の規定に準じ、警察署長を長として、非常体制又は緊急体制の場合にあっては警察署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）を、警戒体制の場合にあっては警察署警備連絡室を警察

署に設置するものとする。

5　現地指揮所の設置等

（1）　設置

警察本部長は、県警備本部又は県警備連絡室の指揮を補完するため、必要により、被災地又は被災地の直近に現地指揮所を設置するものとする。

（2）　編成及び任務

現地指揮所の編成及び任務については、別に定める。

（平２６本部内訓４６・本項一部改正）

第５　部隊編成

1　本部警備部隊の編成等

（1）　県警備本部の各班長は、災害の規模、態様等を総合的に判断して、県警備本部の警備部隊（以下「本部警備部隊」という。）を編成するものとする。

（2）　本部警備部隊の編成、任務及び活動要領については、別に定める。

2　署警備部隊の編成

警察署長は、１の規定に準じて、署警備本部の警備部隊（以下「署警備部隊」という。）を編成するものとする。

3　各警備体制下における部隊の編成等の基準

各警備体制下における本部警備部隊及び署警備部隊の編成等の基準は、次表のとおりとする。

区分	警戒体制	非常体制	緊急体制
警察本部	1　県警備連絡室の開設 2　本部警備部隊の編成準備	1　県警備本部の開設 2　本部警備部隊の編成及び現地派遣	1　県警備本部の開設 2　本部警備部隊の編成及び現地派遣
警察署	1　警察署警備連絡室の開設 2　次に掲げる職員による署警備部隊の編成 （1）　日勤制勤務員のうち必要なもの （2）　１の日の交替制勤務員及び駐在制勤務員	1　署警備本部の開設 2　次に掲げる職員による署警備部隊の編成 （1）　日勤制勤務員のうち半数のもの （2）　交替制勤務員及び駐在制勤務員	1　署警備本部の開設 2　全署員による署警備部隊の編成 3　署警備部隊の現地派遣

		３　署警備部隊の現地派遣	

（平２６本部内訓４６・本項一部改正）

第６　指揮系統

県警備本部及び県警備連絡室の指揮系統は、別表第２のとおりとする。

（平２６本部内訓４６・本項一部改正）

第７　津波警報等の伝達等

１　地域部通信指令課長の措置

地域部通信指令課長は、九州管区警察局広域調整部広域調整第二課長から津波警報、津波注意報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）に係る通知を受信した場合は、直ちに、別表第３の左欄に掲げる津波予報区ごとの同表の区域欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の伝達警察署欄に定める警察署の長（以下「伝達署長」という。）にその旨を伝達するほか当該区域を管轄する警察署の長（伝達署長を除く。以下「海岸管轄署長」という。）及び警備部警備課長（以下「警備課長」という。）に対しても同様に伝達するとともに、その経緯を記録しておくものとする。この場合において、当該伝達は、無線通信による伝達を優先して行うものとする。

２　伝達署長の措置

（１）　１の規定による伝達を受けた伝達署長は、直ちに、別表第３の伝達警察署欄に掲げる警察署の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める伝達先の市町にその内容の伝達を行うとともに、その経緯を記録しておくものとする。

（２）　１の規定による伝達を受けた伝達署長は、当該伝達が津波警報又は大津波警報に係る伝達である場合は、必要な警備体制をとるものとする。

（３）　１の規定による伝達を受けた伝達署長は、海岸住民等に対する避難誘導その他の被害の未然防止の措置をとるものとする。この場合において、当該伝達署長は、避難誘導その他の被害の未然防止の措置に従事する警察官に対して津波到達予想時間その他参考となる情報を随時発信し、受傷事故の防止に努めるものとする。

（４）　１の規定による伝達を受けた伝達署長は、警備課長に対し、津波警報等の伝達の経過及び自所属の警備体制を報告するものとする。

３　海岸管轄署長の措置

（１）　１の規定による伝達を受けた海岸管轄署長は、当該伝達が津波警報又は大津波警報に係る伝達である場合は、必要な警備体制をとるとともに、警備課長に対し、自所属の警備体制を報告するものとする。

（２）　１の規定による伝達を受けた海岸管轄署長は、海岸住民等に対する避難誘導その他の被害の未然防止の措置をとるものとする。この場合において、当該海岸管轄署長は、避難誘導その他の被害の未然防止の措置に従事する警察官に対して津波到達予想時間その他参考となる情報を随時発信し、受傷事故の防止に努めるものとする。

４　警備課長の措置

（１）　警備課長は、１の規定による伝達を受けた場合は、県警備連絡室等の設置の判断を行うものとする。

（２）　警備課長は、伝達署長及び海岸管轄署長からの報告の受理及び情報の収集を行うものとする。

第８　平素の措置

１　所属における災害警備計画の策定等

（１）　所属における災害警備計画の策定及び報告

所属長は、次表の左欄に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を内容とする当該所属の災害警備計画を策定し、警備課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。ただし、警察署において作成する災害警備計画のうち調査表及び基礎資料にあっては、別に定める様式により、特に警察措置を必要とするものについてのみ作成するものとする。

区分	事項
警察署を除く所属	1　県警備本部、県警備連絡室及び本部警備部隊の職員 2　県警備本部、県警備連絡室及び本部警備部隊の職員の任務分担 3　所属の職員の非常招集及び緊急参集の計画 4　１から３までに掲げるもののほか、所掌する任務の遂行に必要な事項
警察署	1　管内の概要（地理的条件、地質構造、気象、社会的条件等をいう。以下同じ。） 2　署警備本部及び署警備部隊の編成、任務及び職員 3　署警備部隊の活動要領 4　所属の職員の非常招集及び緊急参集の計画 5　装備資機材及び通信資機材の運用計画 6　本部警備部隊の職員 7　災害警備に必要な次に掲げる調査表及び基礎資料

	（１）　次に掲げる事項を内容とする災害危険箇所調査表 ア　災害危険箇所集計表 イ　災害危険箇所調査表 （２）　次に掲げる事項を内容とする大規模事故災害施設等調査表 ア　航空関係施設 イ　鉄道関係施設 ウ　道路関係施設 エ　地下街関係施設 オ　多数人が集まる施設 カ　高層建築物 キ　危険物取扱施設 ク　毒性物質取扱施設 ケ　船舶関係施設 コ　公営競技場関係施設 サ　公共輸送機関 シ　アからサまでに掲げるもののほか、必要な施設 （３）　次に掲げる事項を内容とする基礎資料 ア　避難場所 イ　医療機関 ウ　防災関係機関等 エ　ライフライン施設 オ　地盤等 カ　道路等 キ　猛獣等の管理施設等 ク　警察部隊の集結可能場所 ケ　警察部隊の宿泊可能施設 コ　ヘリコプターの離着陸可能場所 サ　重機等を保有している企業等 シ　給食業者等 ス　アからシまでに掲げるもののほか、必要な資料

（２）　災害警備計画の修正の報告

所属長は、（１）の規定により作成した災害警備計画（別に定める様式により作成した調査表及び基礎資料を含む。）の内容に変更が生じた場合は、その都度その内容を修正の上、警備課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

（３）　関係機関との連携

警察署長は、自然災害における危険箇所の調査に当たっては、市町村その他の防災関係機関と合同の実地踏査を行うなど、関係機関との連携に努めるものとする。

２　警備体制の整備

（１）　資機材の点検・整備

所属長は、装備資機材、通信資機材等の点検・整備を実施することにより、これらの機能の保持に努めるとともに、品目別又は用途別に分類して保管するなど、災害の発生に際して、これらの資機材が直ちに使用できる態勢を整えておかなければならない。

（２）　教養及び訓練の実施

所属長は、災害の発生時における災害警備が迅速かつ的確に行われるように、次に掲げる事項について計画的な教養及び訓練を実施しなければならない。

ア　教養に係る実施事項

（ア）　災害及び災害警備の知識

（イ）　災害対策基本法その他の災害関係法令

（ウ）　この内訓に基づく災害警備計画及び活動要領

（エ）　災害警備用装備資機材の知識

（オ）　通信資機材の知識

（カ）　災害情報の分析及び報告の要領

（キ）　警察署にあっては、管内の概況及び段階的災害予測

イ　訓練に係る実施事項

（ア）　参集の訓練

（イ）　県警備本部又は署警備本部の設置訓練

（ウ）　災害情報の収集及び伝達の訓練

（エ）　装備資機材の取扱訓練

（オ）　通信訓練

（カ）　緊急交通路の確保訓練

（キ）　避難行動要支援者対策を含む避難誘導訓練

（ク）　被災者の救出・救助の訓練

（ケ）　広報訓練

（コ）　被留置者の避難訓練

（サ）　（ア）から（コ）までに掲げるもののほか、所属長が必要と認める訓練

（３）　災害警備用物資の備蓄等

所属長は、食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資について、適切な備蓄及び調達の体制の整備により、これらの確保に係る措置を講じるものとする。

（４）　業務継続性の確保

所属長は、災害の発生時における災害応急対策等の実施及び優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続に関する計画の策定及び同計画の評価・検証を踏まえた修正等により、業務継続性の確保を図るものとする。

（５）　被留置者への対応

ア　警務部留置管理課長及び警察署長は、被留置者の避難及び移送を的確に行うため、福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令（平成１９年福岡県警察本部訓令第１９号）第９２条第１項に規定する非常計画書の見直し及び当該非常計画書に基づく訓練を実施するものとする。

イ　警務部留置管理課長及び警察署長は、被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備及び被留置者の移送に関し、検察庁その他関係機関との必要な連携を図るものとする。

３　交通の確保に関する体制及び施設の整備

（１）　災害の発生時における交通規制計画等の策定

警察本部長は、災害による交通の混乱を防止し、地域住民の避難経路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するものとする。

（２）　広域交通管理体制及び交通管制施設の整備

警察本部長は、災害の発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センターその他の交通管制施設について耐震性の確保を図るものとする。

４　避難誘導の措置

（１）　避難場所等の周知徹底

警察署長は、平素の警察活動を通じて、地域住民に対して災害の発生時における避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

（２）　避難行動要支援者への対応

警察署長は、災害の発生時における適切な避難誘導を行うため、地方公共団体その他の関係機関と緊密に連携するとともに、避難行動要支援者の実態把握に努めるものとする。

（３）　管理者対策

警察署長は、百貨店、劇場、地下街その他の多人数の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明器具及び予備電源の確保その他警察署長が必要と認める事項について検討させるものとする。

（４）　広域的な避難者の受入れに関する調整

警察本部長は、隣接県警察の管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広域的な避難者の受入れに関し、福岡県防災会議において必要な調整を行うものとする。

（５）　帰宅困難者対策

警察署長は、地方公共団体と連携して、むやみに移動を開始してはいけないという帰宅困難者対策に係る基本原則及び安否確認の手段について平素から積極的に広報するとともに、一時退避場所の実態を把握し、帰宅困難者の誘導方法について検討するものとする。

５　地域住民等の防災活動の促進

（１）　一体的な災害警備活動の推進

所属長は、福岡県防災会議及び県内の市町村防災会議が主催する総合防災訓練その他の各種防災訓練を通じて、防災関係機関及び地域住民との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。

（２）　各種講習会等を通じた防災知識の普及

所属長は、平素から講習会、研修会等の場を通じて地域住民に対し、家庭での安全対策、災害の発生時にとるべき行動、避難場所での行動その他の防災知識（以下「防災知識」という。）の普及を図るものとする。

（３）　避難行動要支援者に対する配慮

所属長は、防災訓練の実施及び防災知識の普及に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域における避難行動要支援者の支援体制が整備されるよう努めるものとする。

（４）　企業に対する防災思想の普及

所属長は、企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的な参加の呼び掛け、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

６　関係機関との相互連携

警察本部長は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に

連携し、及び協力して災害の対策に当たるものとする。

7　重要施設の警戒

警察本部長は、災害が発生した場合において警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を策定するものとする。

8　ボランティアの受入れのための環境の整備

所属長は、被災地における各種活動を行うボランティア関係組織との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる自主防犯組織に対して資機材の整備を図るものとする。

9　広報活動の推進

所属長は、広く県民に対する防災知識の普及を図るため、主管業務を通じて広報活動を推進するものとする。

１０　所属長の責務

所属長は、この内訓に定める各種施策のほか、第１の４に規定する基本方針に基づき必要と認める施策の総合的な推進に配慮しなければならない。

（平２６本部内訓４６・本項一部改正）

第９　報告

1　即報

警察署長（災害の発生地が、鉄道施設である場合は地域部鉄道警察隊長を、高速道路である場合は交通部高速道路交通警察隊長を含む。）は、警備体制をとった場合又は災害の発生を認知した場合は、主管課の長及び警備課長に即報するとともに、警備体制、被害状況等を速やかに把握し、次に掲げる様式により、対策主管課の長を経由して警察本部長に即報するものとする。この場合において、報告すべき事項の全てが把握できない段階から、判明している事項を順次即報し、以後、続報により補填するものとする。

（1）　警備体制等状況表（様式第１号）

（2）　自然災害発生即報（様式第２号）

（3）　事故災害発生即報（様式第２号の２）

（4）　避難状況一覧表（様式第３号）

（5）　主要道路（橋りょう）被害状況一覧表（様式第４号）

（6）　主要交通機関被害状況一覧表（様式第５号）

2　総括報告

警察署長は、管内に災害が発生し、災害警備実施を行った場合は、当該災害警備実施の終

了後速やかに、災害警備実施総括報告書（様式第６号）により警備課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

３　災害月報

警察署長は、台風、大雨、強風、高潮、地震又は津波による被害の毎月の発生状況を、警備関係災害月報（様式第７号）により翌月の５日までに警備課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

（平２６本部内訓４６・本項一部改正）

第１０　庶務

この内訓に定めるところによる災害警備に係る措置に関する庶務は、対策主管課において処理する。

（平２６本部内訓４６・本項一部改正）

第１１　関係書類の保存

１　警備部警備課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
災害発生報告	警備体制等状況表	３年
	自然災害発生即報	
	事故災害発生即報	
	避難状況一覧表	
	主要道路（橋りょう）被害状況一覧表	
	主要交通機関被害状況一覧表	
	災害警備実施総括報告書	
災害月報	警備関係災害月報	

２　対策主管課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
災害発生報告	警備体制等状況表	３年
	自然災害発生即報	
	事故災害発生即報	
	避難状況一覧表	
	主要道路（橋りょう）被害状況一覧表	
	主要交通機関被害状況一覧表	

（平２６本部内訓４６・本項一部改正）